

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業  
広域マーケティング事業補助金 公募関係Q & A  
＜令和4年度版＞

- 1 事業全般について
- 2 補助対象事業について
- 3 補助対象事業者について
- 4 補助対象経費の取扱い
- 5 補助率・補助上限額について
- 6 審査手続きについて
- 7 その他

## 1 事業全般について

### 1-1 この事業の目的は何か。

原子力災害により大きな被害を受けた避難指示等の対象地域である 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）に属する複数の市町村に跨る広域での来訪者の呼び込みを目的としたマーケティング（域内誘客コンテンツと連携したプロモーション、データ分析に基づくブランディング戦略の策定・実行・マネジメント、PDCA 等）に取り組む民間事業者等を支援するとともに、12 市町村にいわき市、相馬市、新地町を加えた浜通り地域等 15 市町村における広域連携を進めることで、12 市町村の交流人口拡大に繋げることを目的としています。

### 1-2 公募要領「I-事業の目的」に記載のある福島浜通り地域等 15 市町村交流人口拡大アクションプランとは何でしょうか。

福島県及び国（経済産業省）が共同事務局となり、15 市町村、関係機関、関係省庁の参画を得て、令和 4 年 5 月にアクションプランをとりまとめました。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/hama15ap.html>。

アクションプランでは、前例のない困難に立ち向かう「人」や「挑戦」、それを応援する「風土」など、この地ならではの特色に着目した基本理念に基づき、ヨコ（市町村連携）・タテ（市町村独自の取組）・デジタル化（市町村共通の基盤）の 3 つのアクションに取り組めます。今後は、このアクションプランに基づき、浜通り地域等 15 市町村における交流人口拡大を目指す取組の具体化に向けて、検討を進めていきます。

### 1-3 この事業はいつまで続きますか。

令和 8 年 3 月 31 日（令和 7 年度末）までを想定しています。なお、本事業期間は県議会の可決による予算成立を想定した期間となりますので、御留意願います。

### 1-4 補助対象事業の実施期間はいつまでになりますか。

- 実施期間は、交付決定日から 1 年間となり、最長で 4 年間継続して補助金の交付を受けることが可能となります。
- なお、1 年ごとに実施期間終了時に審査会の事業評価を受け、再度採択を受ける必要があります。そのため、1 年目の採択が 2 年目以降の事業継続を確約するものではありません。

### 1-5 補助対象事業は 4 年間継続することを前提とした事業構築が必要ですか。

本事業は、公募要領 P3 の「I-事業の目的」に記載のある「福島浜通り地域等 15 市町村交流人口アクションプラン」（2025 年度まで）と連動した事業と位置付けていることから、短期間の事業実施は想定していません。

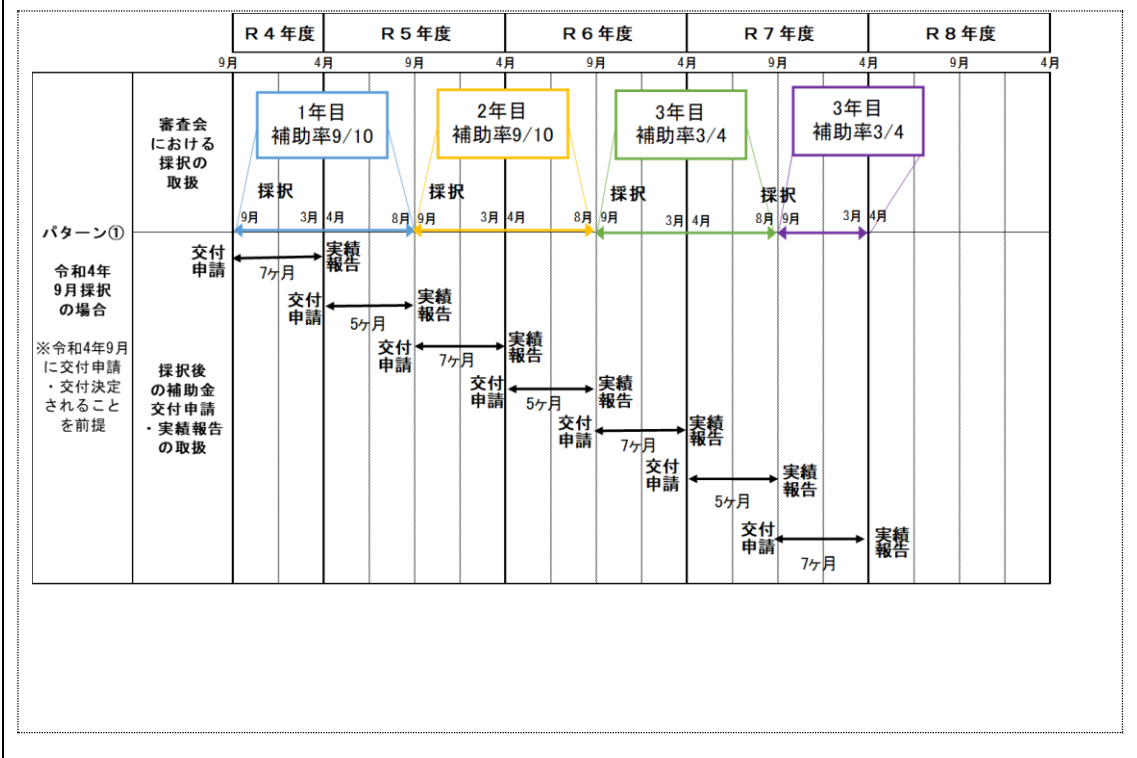
なお、4年以内（最長の補助対象実施期間（予定））で自立する場合もあり得ることから、4年間の継続を前提とした事業構築は必須ではありません。

1-6 補助対象事業の実施期間が短い場合に、補助金の交付を受けられますか。

実施期間の長さで採択の可否は判断しませんが、事業の目的に合致しない事業は補助金の交付対象外となります。（1-4 参照）

1-7 最長で4年間を補助対象期間としているが、初年度に事業採択されれば、次年度以降も事業実施が可能か。

交付決定は毎年度行うことから、翌年度当初に再度申請し、交付決定を受けることで事業継続が可能となります。補助率については、年単位で算定されます。  
 なお、次年度の県の予算が成立することで事業実施が可能となります。  
 補助対象事業の実施期間と補助率の具体例は以下を参考にしてください。



1-8 2年目以降の補助対象事業の採択はいつ行われますか。

- 1年目の終了時点で審査会において事業評価を行い、事業継続の可否（採択・条件付き採択・不採択）を判断します。（1-4 参照）
- なお、2年目以降の事業継続の評価基準や審査会のスケジュールについては、改めてお知らせします。

1－9 年度途中で交付決定を受けた場合にも、交付決定日から1年間の事業実施が可能となりますか。

可能となります。なお、会計年度独立の原則から、実施期間が年度をまたぐ場合には、事業開始時及び年度当初に補助金の交付申請を行っていただく必要があります。(1－7参照)

## 2 補助対象事業について

2-1 公募要領「Ⅱ-1 補助対象事業- (3)」における事業の担い手を域外から呼び込む場の運営とはどういった場でしょうか。

福島浜通り地域等における交流人口の拡大に繋がる事業の担い手となり得る、域内外の人、団体又は企業にとって、地域で当該事業に取り組むきっかけとなることを目的とした交流の場を想定しています。地域外事業者からは、地域内の関わりしろを求めている一方で、窓口となる繋ぎが希薄になっていることから、オンラインと対面（リアル）での機会を創出し、新たなコンテンツの組成を後押しすることなどを想定しています。

2-2 対象事業Ⅰ又は対象事業Ⅲのみの事業実施も可能ですか。

○ 対象事業Ⅰ～Ⅲ全ての事業を実施してください。本事業は、Ⅰ～Ⅲを一体的に取り組むことで、12市町村への交流人口拡大を目的とすることから、対象事業Ⅰ～Ⅲ全てを実施する事業としてください。

## 3 補助対象事業者について

3-1 一般財団法人も補助対象者ですか。

本事業の補助対象者は、民間事業者（小規模企業者及び中小企業者、大企業）、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、その他法人格のある団体となります。

なお、公募要領Ⅱ-2のア～オの要件を満たす場合に補助対象となります。

ただし、農業（園芸サービス業は除く）、林業、漁業を営む場合は、原則として補助対象となりませんのでご注意ください。

3-2 公募要領「Ⅱ-2 補助対象者」に記載の「複数事業者が連携する場合」とは具体的に何を指しますか。

「連携」とは共同申請を指します。

3-3 公募要領「Ⅱ-2 補助対象者」に記載の「※15市町村内に本店又は本社がない場合には、事業の実施に当たり15市町村内に本店又は本社のある民間事業者等の連携等」とは、具体的などのようなことを必須としますか。

15市町村内に本店又は本社のある民間事業者等との共同申請又は申請者から15市町村内に本店又は本社のある民間事業者等へ外注や委託することが条件となります。

3-4 共同申請の場合に、共同申請者間の補助対象経費の負担割合は均等にしなければならないですか。

均等にする必要はありませんが、共同申請者間の補助対象経費の負担額は明確にしてください。

3-5 公募要領「2 補助対象者 イ」に記載の「収益確保」が見込まれる事業とは具体的にどのような事業ですか。

最大4年間の事業継続後に収益確保が見込まれる事業について、以下のような収益を想定しています。

- (例) ①企画・磨き上げたコンテンツ・イベント等の参加料収入を活用した事業の構築  
②自治体との連携による企業版ふるさと納税等を活用した事業の構築  
③ECサイトを活用した事業の構築 など

## 4 補助対象経費の取扱い

4-1 補助対象外となる経費の事例はどのようなものがありますか。

飲食費、光熱費、水道代費などのほか、確定検査等を受けるための費用や、事業終了後における実績報告書作成費用、金融機関に対する振込手数料及び為替差損等は原則として補助対象外となります。

4-2 備品費などは補助対象経費となりますか。

備品の購入にあたり必要となる経費についても、補助対象となります。ただし、以下に該当するものは除外します。

- ・1年以上継続して使用できないもの。
- ・ボールペンなどの少額物品。

原則として、自主事業など当該事業以外に使用することはできません。

また、現物には当該事業で購入したことを識別できる表示（シール等）をし、他の物品と区別してください。

なお、10万円を超える備品については、リースの場合と比較して安価な方で調達してください。購入が必要な場合は、確定検査の際に理由書を添付願います。

4-3 公募要領「Ⅱ-1-(2) 対象事業Ⅱ 15市町村のコンテンツの一元的な情報発信事業」において、「効果的に、デジタルプロモーションを行うものであること」との記載がありますが、なぜデジタルプロモーションの実施を求めているのですか。

デジタル時代やコロナ禍の状況を踏まえ、ツアー等を組成する際のデジタル基盤活用の加速化や、適切なターゲット設定等による誘客促進に繋げるため、デジタルプロモーション中心の事業構築を求めています。

なお、デジタルプロモーションのメリットは以下のとおりです。

- ・適時適切な情報発信や効果検証が可能。
- ・年齢・性別・居住地等の情報をもとに、ターゲットを絞って情報発信を行うことが可能。
- ・ネットユーザーによる拡散も期待できる。

4-4 公募要領「Ⅱ-1-(2) 対象事業Ⅱ 15市町村のコンテンツの一元的な情報発信事業」において、「効果的に、デジタルプロモーションを行うものであること」との記載がありますが、具体的にどのような事業構築を行えば良いですか。

対象事業Ⅱでデジタルプロモーションの企画・実施を行う場合において、ターゲティング・情報発信・効果検証を想定した事業をいずれかまたは複数構築することとし、制作費用等に偏った事業とならないようにしてください。

4-5 デジタルプロモーション費用について、「WiFiの設置費用」や「ランディングページ・WEBサイト・動画制作費用」、「サーバーレンタル利用料」について補助対象となりますか。

対象となります。なお、「収支明細計画」を作成の際には、以下のとおりとして計上してください。

- ・WiFiの設置費用 … 通信運搬費
- ・ランディングページやWEBサイト制作費用 … 広報費\*又は外注費
- ・動画制作費用 … 広報費\*又は外注費
- ・サーバーレンタル利用料 … 使用料

※申請者自身で制作する場合には「広報費」として計上してください。

4-6 外注費と委託費の違いは何ですか。

経済産業省補助事務マニュアルに基づき、対象経費における「外注費」と「委託費」を区分しており、外注費は請負契約を想定し、完成品が納品されることを前提としております。例えば、自社で制作が困難であるWebやシステム開発の制作費（完成品を前提）等が考えられます。

他方で、委託費については、本来自身で制作等すべきものであるが、マンパワーの不足や時間的制約に伴い、外部に補助的な意図で制作させるものを指します（完成させる義務は発生しない）。例えば、ツアー等における事務代行業務などが挙げられます。



## 5 補助率・補助上限額について

5-1 補助率、補助上限額はどのようになりますか。

公募要領記載のとおり以下のとおりとなります。

### 【補助率】

1・2年目：9/10以内、3・4年目：3・4以内

### 【補助上限額】

1申請当たり年間1.1億円

※ 原則、1事業者当たり1申請とし、1事業者当たりの補助上限額は年間1.1億円

※ 複数の事業者により共同申請する場合においても、1申請当たりの補助上限額は、年間1.1万円

5-2 年度途中で補助率が変わる場合、補助金はどのように算定されますか。

1-7を参照。

5-3 補助率は、どう算定すれば良いでしょうか。

補助率は、公募要領のII 10 (1)の対象経費に対し、それぞれの項目(謝金、外注費など)に補助率を適用させ、補助申請額が算定されます。

下記例のとおり算定してください。

(例)

	経費全体額	補助対象額	補助申請額	補助率
謝金	100万円	100万円	90万円	9/10
外注費	400万円	400万円	360万円	9/10
広報費	1,400万円	1,400万円	1,260万円	9/10
委託費	500万円	100万円	90万円	9/10
合計	2,400万円	2,000万円	1,800万円	9/10

5-4 委託費は、補助対象経費内での上限割合はありますか。

事務局業務に係る経費のうち50%以上を委託・外注する場合には、事業実施に関するガバナンスを確保する観点から理由書を作成し提出してください。なお、計画変更に伴って、事務局業務に係る経費に対する委託・外注の割合が50%を超える場合には、その理由(業務内容、選定理由等)を計画変更承認申請に記載する必要があります。

## 6 審査手続きについて

6-1 応募したいのですが、どのようにすれば良いでしょうか。

公募期間は、8/19(金)～9/9(金)になります。

なお、申請書類はファイル形式とし、メールでの申請とします。ただし、困難な理由等があれば、書類での郵送も可といたします。

6-2 審査会ではどのように審査されるのでしょうか。

外部有識者等による審査会において、書面による審査を行います。提出書類の受理順に審査を行うこととし、必要に応じてヒヤリングを行います。

## 7 その他

7-1 交付決定後、補助金の入金はいつを予定していますか。

原則として、事業完了後に補助金の交付（精算払）を行います。ただし、事業運営に必要があると認められるときは、概算払も可能となります。概算払を受けたい場合は、交付要綱第10条に基づき「浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発支援事業・広域マーケティング事業）補助金概算払請求書（第3号様式）」により、請求してください。

また、融資等のご相談については、下記を参考としてください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/seidosikin.html>

7-2 公募要領「IV-（3）-審査基準」に記載の賃上げの実施表明は必須要件でしょうか。

賃上げの実施表明は必須要件ではなく、加点項目としております。内閣官房新しい資本主義実現本部事務局から従業員への待遇向上に向け、国の補助事業等について、原則、賃上げに取り組む事業者等へ優遇する措置を盛り込むべきとの方針が示されており、この通達と経産省の方針に基づき加点基準を設けることといたしました。

また、応募段階においては、根拠資料の提示は求めませんが、補助事業の完了年度までに事業者と組合との間で賃上げを行うことに関する合意書などの締結をいただく必要があります。（※確定検査時に提示を求めることとなります。）確定検査時に実施していなかった場合は虚偽と判定され、補助金返還等を求める可能性があります。

※賃上げ表明に際して、将来の賃上げを実施する上で特定の経営指標等の条件を付すこと（例、〇〇を達成した場合に限り、賃上げを実施する等）は認められません。